

茨城県告示第 1045 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 22 条第 1 項の規定に基づく区域を次のとおり指定する。

平成 23 年 9 月 22 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定年月日

平成 23 年 10 月 1 日

2 指定の位置及び区域

守谷市のうち都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の設定のある区域（指定日以後設定され、又は変更された区域を含む。）の全域。ただし、同項第 5 号に規定する防火地域及び準防火地域の設定のある区域を除く。